

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1[5] 中心市街地の課題 (P49) に記載 1[6] 中心市街地活性化の基本方針 (P51～P54) に記載
	認定の手續	9[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 (P142～P146) に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2[2] 区域 (P55～P56) に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 (P140～P148) に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 (P149～P152) に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11 その他中心市街地の活性化のために必要な事項 (P153～P155) に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8までに (P81～P139) に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3 中心市街地活性化の目標 (P61～P80) に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8までに (P81～P139) に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8までに (P81～P139) に記載

## 高山市中心市街地活性化基本計画

---

平成27年4月

(平成27年 3月27日認定)

(平成28年 3月15日変更)

(平成29年 3月24日変更)

(平成29年 7月28日変更)

(平成30年 3月23日変更)

(平成30年 8月10日変更)

(平成30年11月29日変更)

(平成31年 3月26日変更)

(令和元年 9月 3日変更)

発行 高山市

企画編集 高山市都市政策部都市計画課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

TEL 0577-32-3333 (代)